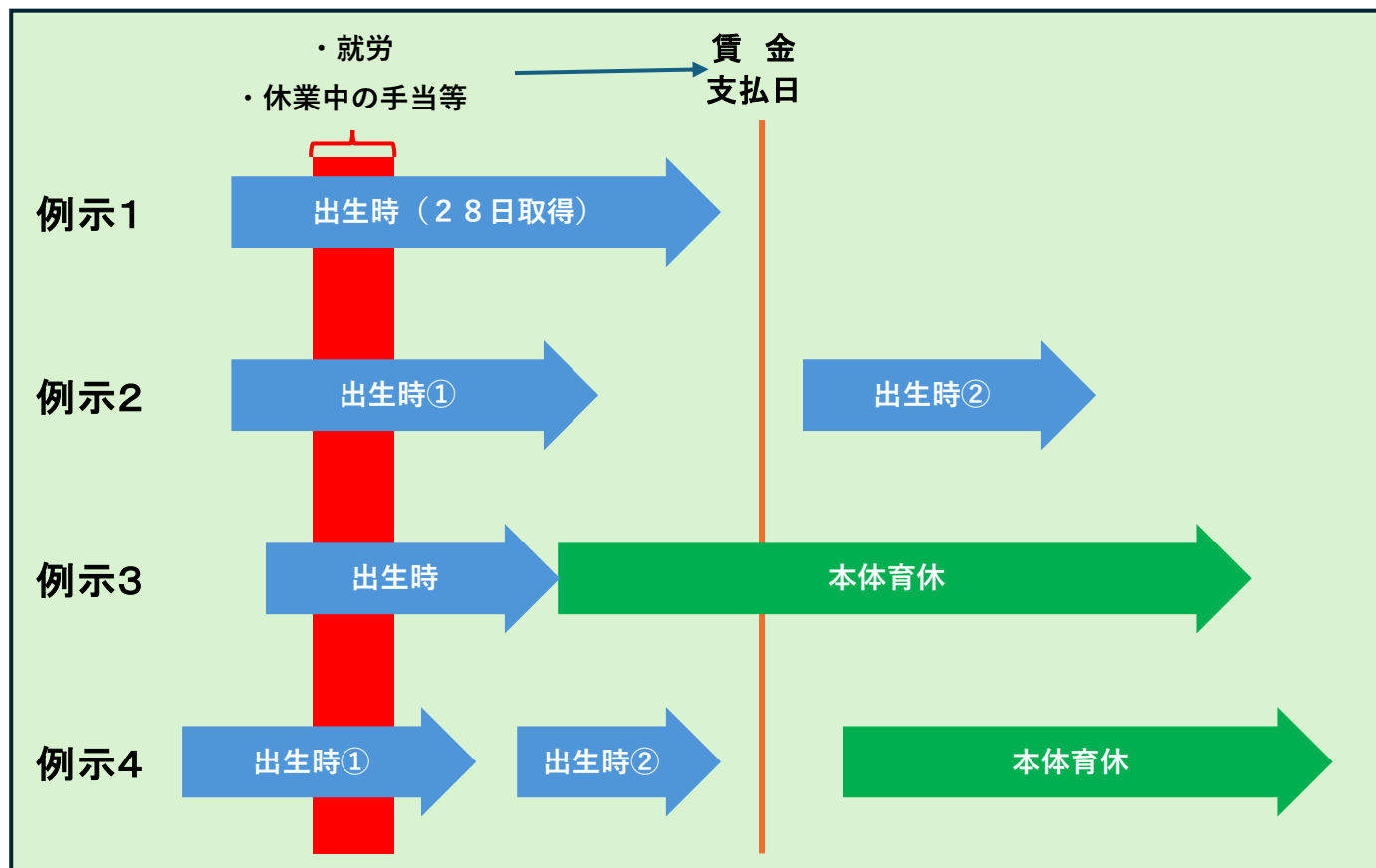


令和8年8月1日以降に出生時育児休業を開始した場合の留意点

出生時育児休業期間中を対象とした賃金の取扱いが変わります。

これまでは出生時育児休業期間中を対象とした賃金は支払日に関係なく支払われた賃金として取り扱っていましたが、今後は以下の例示のとおりとなります。



出生時休業期間中を対象とした賃金が出生時休業期間中（出生時については分割取得した際の間の就労期間を含む）もしくは本体育休期間中に支払いが発生した場合に、休業期間中に支払われた賃金として申告を行う事となります。

例示1
の場合 出生時育児休業期間中に支払日が含まれていないため賃金に含めない。

例示2
の場合 出生時休業の期間内（分割した間の就労期間）に支払日がある為出生時の賃金に含める。

例示3
の場合 本体育休期間中に出生時休業期間を対象とした賃金支払日がある為、本体育休の賃金に含める。

例示4
の場合 支払日がいずれの休業期間にも含まれないため賃金に含めない。